

最終更新日:2016年4月1日

株式会社ニッセイ

代表取締役社長 長谷川 友之

問合せ先:0566-92-1156(経営企画部)

証券コード:6271

<http://www.nissei-gtr.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の有効性・効率性の追求とコンプライアンス体制の確立が企業の持続的な発展の基本と考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

補充原則1-2(2)

当社は、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送しており、発送日にTDnetおよび当社Webサイトに掲載しております。招集通知に記載する情報につき、今後、招集通知の発送前に電子的に公表することを検討してまいりたいと考えております。

補充原則1-2(4)

当社は、2015年9月末時点で当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、海外投資家の比率を踏まえて必要に応じて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

取締役会は、政策保有株式の保有の中長期的な経済合理性や将来の見通し等について定期的に検証していきます。

【原則3-1 情報開示の充実】

補充原則3-1(2)

当社は、2015年9月末時点で当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、海外投資家の比率を踏まえて必要に応じて英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(3)

取締役会の任意の諮問機関としての指名委員会にて、今後、最高経営責任者等の後継者計画につき、取締役会は、指名委員会を通じて適切に計画の監督を行っていきます。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、業績に対してインセンティブを付与する業績連動型報酬制度を導入しており、経営陣の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定めております。なお、中期経営計画達成等の中長期的な業績に対するインセンティブの導入については、2016年度を初年度とする次期中期経営計画の策定において検討を行っております。

補充原則4-2(1)

中期経営計画達成等の中長期的な業績に対するインセンティブの導入ならびに報酬全体の構成、割合等については、2016年度を初年度とする次期中期経営計画の策定において検討を行っております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10(1)

指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討については、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置し、独立社外取締役の意見を十分に勘案したうえで、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(3)

取締役および監査役は、取締役会の有効性・実効性等について、毎年評価を行い、その結果を取締役に提出します。取締役会は、その評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために有益と判断される場合は、政策保有株式を保有します。

取締役会は、政策保有株式の保有の中長期的な経済合理性や将来の見通し等について定期的に検証していきます。

当社は、原則として政策保有株式の議決権を行使します。議案について、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、当社は賛成を表明します。

なお、ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針の第2条に『株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針』を定めており、当社Webサイトにおいて開示しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業または利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ることとします。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社は、ニッセイ企業憲章において、当社および当社グループの役員および従業員等が常に倫理的に行動するための企業理念および行動基準を定めるとともに、ステークホルダーとの関係について定めており、当社Webサイト(<http://www.nissei-gtr.co.jp/corporate/behavior>)

html)に掲載しております。

また、2016年度を初年度とする次期中期経営計画の策定を2016年3月を期限に行っており、策定後速やかに開示します。

- (ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書の「I.1 基本的な考え方」のとおりです。基本方針は、当社Webサイトに掲載の「ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針」(<http://www.nissei-gtr.co.jp/ir/governance.html>)のとおりです。
- (iii) 取締役および執行役員の報酬は、取締役および執行役員の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならぬと考えております。取締役の報酬は、全員を対象とする基本報酬に加え、社外取締役を除く取締役を対象とする報酬として、事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した業績連動報酬から構成されます。執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬から構成されます。取締役の報酬については、社内規程に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定します。執行役員の報酬については、社内規程に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、社長が決定し取締役会へ報告します。
報酬委員会が取締役および執行役員の報酬の額について答申をする場合には、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬の額の適正性を検討します。
当社は、取締役に対して支払われた報酬の総額について、適切な方法により開示します。
- (iv) 当社の経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針および手続きは以下のとおりです。
当社は、取締役について、優れた人格・見識を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者でなければならぬと考えます。また、社外取締役は、前記の条件に加え、以下にある原則4-9に定める基準（以下、「独立性基準」という）に反しない者でなければならぬと考えております。取締役候補者は、取締役会の任意の諮問機関としての指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会において決定されます。
当社は、執行役員について、優れた人格・見識を有し、担当する事業・業務に精通し執行役員としての職務を適切に遂行できる者でなければならぬと考えております。執行役員は、指名委員会における手続きを経たうえで、取締役会において決定されます。
なお、指名委員会は、取締役の選任に関する株主総会の議案および執行役員の選任に関する取締役会の議案の内容について、当該議案の確定前に公正、透明かつ厳格な審査を行い、取締役会に答申します。
当社は、監査役について、優れた人格・見識を有し、監査役としての職務を適切に遂行できる者でなければならぬと考えております。
また、社外監査役は、前記の条件に加え、独立性基準に反しない者でなければならぬと考えております。監査役候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定されます。
- (v) 当社は、社外役員については、個々の選任理由を株主総会招集通知にて開示します。また、取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

当社は、執行役員制度を導入し、執行役員による業務執行と取締役会による監督とを分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図ります。

取締役会は、法令、定款および社内規程にて定められた重要な業務執行の審議・決定をするとともに、取締役会および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、前記の取締役会による業務執行の決定を必要とする項目以外の項目を、代表取締役、業務執行取締役または執行役員に委任します。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役5名のうち2名が社外取締役であり、当社が定める独立性基準、並びに株式会社東京証券取引所等、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役について、優れた人格・見識を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者であり、かつ、当社の独立性基準に反しない者でなければならぬと考えております。また、当社の独立性基準は、当報告書の「II. 1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社の取締役会の人数は定款に定める10名以内とし、取締役会における経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行うために適切な人数の社外取締役を置くものとします。また、取締役会は、当社グループの事業運営に資するため、異なる知見・経験等の背景を備えた人員による多様な構成とします。

なお、ニッセイ・コーポレートガバナンス基本方針の第6条に『取締役会の構成』、第7条に『取締役・執行役員の資格および指名手続』を定めており、当社Webサイトにおいて開示しております。

補充原則4-11(2)

当社は、当社の社外役員の兼職状況を、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示します。

補充原則4-11(3)

取締役および監査役は、取締役会の有効性・実効性等について、毎年評価を行い、その結果を取締役に提出します。取締役会は、その評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する予定です。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の事業内容、法令順守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならぬと考えております。

新任社外役員は、当社の経営戦略、事業内容その他の重要な事項について社長またはその指名するものから説明を受けます。

当社は、補充原則4-11(3)に定める評価を参考にし、取締役および監査役のトレーニングの機会(社外役員に対しては、当社グループの業務内容を理解する機会を含む)を設けます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための基本方針については、以下のとおりとしております。

1. 基本的な考え方

株主・投資家への情報提供の機会を増やし、最新の情報を分かりやすく伝えることによって、企業の透明性向上に努め、長期的な信頼関係を結ぶように努めます。

2. 株主との対話を統括する責任者

株主・投資家との建設的な対話については、経営企画担当部門が窓口となり、経営企画担当執行役員が対応し、対話を補助する社内関係部門と日常的に連携します。

3. 対話の手段およびフィードバックの仕組み

期末決算および第2四半期決算発表の後、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催するほか、当社Webサイトにおける情報提供や

- 株主通信等による情報提供を行います。
- 当社は、対話により把握した株主の意見を取締役会へ報告し、適宜共有されるよう努めます。
4. 株主との対話におけるインサイダー情報の管理
情報管理に関する社内規程に従い、インサイダー情報漏洩を未然に防止する体制を整備します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ブラザー工業株式会社	16,685,558	57.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	657,400	2.25
ニッセイ取引先持株会	635,128	2.17
CGML PB CLIENT ACCOUNT／COLLATERAL	437,900	1.49
日本生命保険相互会社	387,417	1.32
安井 寛子	311,486	1.06
住友生命保険相互会社	279,300	0.95
佐藤 延也	255,600	0.87
有限会社コクマツクス	228,500	0.78
株式会社アラタマコーポレーション	226,300	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ブラザー工業株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 6448

補足説明

上記「2. 資本構成 (2)大株主の状況」につきましては、2015年3月末での情報を記載しております。
また、所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、ブラザー工業株式会社に歯車及び減速機を販売しておりますが、価格その他の取引条件等は、一般取引先と同様に市場価格等を勘案して公正・適切な決定をしており、少数株主の権利を害することのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

ブラザー工業株式会社は、当社の議決権の60.22%を所有しており、当社の親会社に該当いたします。
当社は上場取引所の定めに基づく独立役員に該当する社外取締役を選任しており、親会社から独立した経営判断を行える状況にあると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 久雄	他の会社の出身者											
土屋 総二郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 久雄	○	——	<社外取締役選任理由> 鈴木氏は、長年にわたり株式会社本田技術研究所の取締役に就任しておりました。その経歴を通じて培われた豊富な知識・経験に基づく技術開発部門の監督および助言を期待し、社外取締役に選任しております。 <独立役員指定理由> 当社社外取締役として経営陣から独立した立場で職務を遂行しており、独立役員の属性等として取引先が定める規定に該当する項目がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
			<社外取締役選任理由> 土屋氏は、長年にわたり株式会社デンソーの取締役に就任しておりました。その経歴を通じて培われた豊富な知識・経験に基づく技術開発部門の監督および助言を期待し、社外取締役に選任しております。

土屋 総二郎	○	——	<独立役員指定理由> 当社社外取締役として経営陣から独立した立場で職務を遂行しており、独立役員の属性等として取引所が定める規定に該当する項目がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
--------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役および執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問委員会として指名委員会および報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、取締役の選任に関する株主総会の議案および執行役員の選任に関する取締役会の議案の内容について、審査を行い、取締役に答申します。

報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬の算定基準かかる社内規程の内容、ならびに個人別の報酬の内容について検討し、取締役に答申します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、必要に応じて、監査機能を担う各監査役・内部監査部門・会計監査人が相互に連携を取る体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮崎 信次	公認会計士													
水野 聡	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎 信次	○	――	<社外監査役選任理由> 宮崎信次氏は、公認会計士および税理士としての専門的な知識・経験と、経営者としての豊富な経験を当社の監査に反映していただきたいため、社外監査役に選任しております。 <独立役員指定理由> 当社社外監査役として経営陣から独立した立場で職務を遂行しており、独立役員の属性等として取引所が定める規定に該当する項目がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。
水野 聡	○	――	<社外監査役選任理由> 水野聡氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を当社の監査に反映していただきたいため、社外監査役に選任しております。 <独立役員指定理由> 当社社外監査役として経営陣から独立した立場で職務を遂行しており、独立役員の属性等として取引所が定める規定に該当する項目がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社の社外役員の独立性基準は以下のとおりです。

- 当社は、以下のいずれかに該当する者は当社からの「独立性」を有していないものと判断する。
 - 現在および過去において、当社および当社子会社（以下、「当社等」という）の取締役、執行役または支配人その他の使用人（執行役員を含む）である者
 - 現在および直近の過去5年間ににおいて、以下のいずれかに該当する法人その他の団体（以下、「法人等」という）の業務執行者（注1）である場合
 - 当社の主要株主（注2）である法人等
 - 当社等が主要株主である法人等
 - 当社等に、当社の当該事業年度の連結売上高の2%以上の金額を支払っている法人等
 - 当社等から、年間1,000万円または当該法人等の当該事業年度の連結売上高の2%のいずれか大きい金額を支払われている法人等
 - 当社等から、年間1,000万円または当該法人等の当該事業年度における総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている法人・団体等
 - 現在および直近の過去5年間ににおいて、当社等から取締役を受け入れている会社の業務執行者である者
 - 現在および直近の過去5年間ににおいて、当社等の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - 現在および直近の過去5年間ににおいて、その事業年度の総売上高の2%以上の金額または1,000万円のいずれか高い方の額（役員報酬を除く）を当社等から支払われているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家または法律専門家）
 - 現在および直近の過去5年間ににおいて、上記(1)から(5)に掲げる者（重要な者（注3）でない者を除く）の近親者（注4）
- 社外役員の候補者選定にあたっては、指名委員会および取締役会において「独立性」の有無を確認するものとする。

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者、使用人、理事（外部理事を除く。）、その他これに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

注2：議決権保有割合10%以上の株主をいう

注3：上記1(1)から(3)の場合は取締役、執行役または部長職以上の使用人（執行役員を含む）をいう。上記1(4)の場合は各監査法人に所属する公認会計士をいう。上記1(5)の場合は取締役、執行役もしくは部長職以上の使用人（執行役員を含む）、各監査法人に所属する公認会計士または各法律事務所に所属する弁護士をいう。

注4：2親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬は、社外取締役以外の取締役を対象としており、前事業年度の業績に対して、取締役報酬規則に定めた査定方法により算定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該事業年度有価証券報告書・事業報告では、全取締役の総額以外に、社外取締役の総額の報酬を別記しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定め、他企業の報酬水準や従業員の処遇水準も勘案した適正な報酬額の支給を行う方針です。

取締役の報酬は、全員を対象としている「基本報酬」および社外取締役を除く取締役を対象としている事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した「業績連動報酬」から構成されております。

報酬額は、取締役報酬規則に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定します。また、報酬額は、一定の基準額に、役位ごとに定められた係数を乗じて算定している他、「業績連動報酬」につきましては、前事業年度の業績に対して、当該規則に定めた査定方法により算定しております。

なお、取締役の「基本報酬」および取締役の「業績連動報酬」につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制:経営企画部長が、常に必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

社外監査役のサポート体制:担当のスタッフを置き、常勤監査役およびスタッフが常に必要な資料・情報を提供する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要と考えており、取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

また当社では、社内組織上の執行役員制度を設けて、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図っております。執行役員は取締役会にて選任され、業務執行の責任を負います。

さらに、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を、原則月2回と必要に応じて随時、開催します。戦略会議は、社長が議長となつて、グループ全般の業務範囲に関する戦略立案及び業務執行の審議を行います。

2. 監査・監督

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役会で定めた監査基準に従って、取締役会等の重要な会議に出席し意見陳述を行うほか、内部監査室と意見交換を行い、監査役スタッフを用いて業務及び財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を監査しております。

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、業務の有効性・効率性、コンプライアンス、財務報告の信頼性の視点から当社及び子会社の監査を行っております。内部監査室は、年度の監査方針及び監査計画を監査役会へ報告するとともに、監査実施結果を代表取締役社長及び監査役会に報告しております。

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査人に対して正しい経営情報を提供し公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人は監査役及び内部監査室と定期的に会合を持つ等意見を交換し、連携して監査する体制を構築しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、水野裕之及び神野敦生の2名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士補等3名、その他6名であります。

3. 指名

取締役候補は、過去の職歴、実績、経歴等を勘案の上、指名委員会の検討および答申を経て、取締役会にて決定した後、取締役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

監査役候補は、過去の職歴、実績、経歴等を勘案の上、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定した後、監査役の選任に関する議案として株主総会に上程いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役による監査に加え、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みとして、複数の独立した取締役による監督がふさわしいと考えており、現状としても取締役5名のうち2名を社外取締役が占めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主により理解を深めてもらうために、招集通知の早期発送に努めております。なお、2015年6月19日に開催しました第107回定時株主総会の招集通知は2015年5月29日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の利便性を考慮して、集中日および準集中日を回避した日程で開催するよう努めております。なお、第107回定時株主総会は2015年6月19日に開催しました。
その他	2005年度より、毎年当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期及び第2四半期に東京で決算説明会を開催するとともに、中期経営計画説明会を開催しております。2014年度の実施状況は以下のとおりです。 1. 2014年5月13日 決算説明会(説明者 代表取締役社長) 2. 2014年11月14日 第2四半期決算説明会(説明者 代表取締役社長)	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.nissei-gtr.co.jp/ir/)に、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書又は四半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会(招集通知、決議通知を含む)IRスケジュール等、投資家向けの情報を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署:経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業憲章(ニッセイ企業憲章)の中で、ステークホルダーの立場を尊重するための行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会報告書を作成し、ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)を定め、ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および子会社は、経営の有効性・効率性を追求するとともに、業務の適正を確保するため、リスク管理体制のもとにコンプライアンスの意識を高め、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことで内部統制システムを構築・運用していくことが経営者の責任であると考えております。取締役会で決議した内部統制システムに関する基本方針の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置・運営する。コンプライアンス委員会は、当社および子会社におけるコンプライアンス活動(教育啓蒙活動、相談通報窓口運営)を統括する。
(2) 当社は、「ニッセイコンプライアンスマニュアル」を制定し、研修等を通じ当社および子会社の取締役等および使用人の意識を高める。
(3) 当社は、法令・諸規則等に反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度(相談窓口「声」)を設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、職務の執行に係る情報を文書(議事録・稟議書・契約文書・会計帳簿等)に記録し、「文書管理規程」に基づき適切に管理・保存する。また、監査役は当該文書をいつでも閲覧・謄写できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、代表取締役社長を委員長として「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスク管理を推進する。
(2) 当社は、リスク管理委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」、「PL委員会」、「情報管理委員会」、「安全衛生委員会」、「環境管理委員会」を設置し、コンプライアンス、PL、情報漏洩、自然災害、労働災害、健康障害、環境等の全社横断的リスクについて、定期的に評価し適切な対策を検討実施する。
リスク管理委員会は、各委員会の年度方針・活動計画の承認、取締役会への報告および活動状況の監督を行う。
(3) 各部門の所管業務に付随する固有のリスク対応は、当該部門の担当執行役員等が実施する。
4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、社内組織上の執行役員制度を設け、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図る。執行役員は取締役もしくは従業員の中から取締役会にて選任され、担当する部門の業務執行の責任を負う。
(2) 取締役会は、経営理念に基づく経営計画の審議および経営上の重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行う。
(3) 当社は、役付執行役員を中心に構成される戦略会議を原則月2回以上開催し、取締役会から委任された重要案件および重要な業務執行の審議等を機動的に行う。
(4) 執行役員は、重要な職務の執行状況を、取締役会に報告する。
(5) 執行役員は、使用人の権限について規定した「職務権限規程」および各部門の役割分担について規定した「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。
(6) 当社は、「子会社管理規程」等を制定し、子会社に対して当社の事前承認を受けるべき事項および報告する事項等を定めることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制をとる。
5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社および子会社は、経営の自主性および独立性を維持しつつ、当社の親会社であるブラザー工業株式会社のグループ全体の経営の適正な運営に貢献するため、同社が定める「関係会社管理規程」等に基づき、重要な業務執行状況の報告等を行う。
(2) 当社および子会社の取締役等および使用人は、経営理念および行動基準を定めた「ニッセイ企業憲章」に基づき業務を行う。
6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当該株式会社への報告に関する体制
(1) 当社は、子会社に対して当社の事前承認を受けるべき事項および報告する事項等を定めた「子会社管理規程」等に基づき子会社管理を実施する。
(2) 当社は、子会社の取締役等を当社の取締役・執行役員等が兼務することにより、子会社の業務執行状況を把握する。
7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、その使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当社は、監査役の要請に応じ、その職務を補助すべき使用人として専属スタッフを置く。
(2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動等については、予め監査役の同意を必要とする。
(3) 当該使用人の人事評価については、監査役が行う。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社および子会社の取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款・企業憲章等に違反する事実を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、当該事実を監査役へ報告する。
(2) 当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役等および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査役を補助する費用の前払または償還の手続その他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の出発する監査活動等に必要な費用の計画に基づき、その費用を適時前払または償還する。また立案された計画以上の費用が必要な場合は、監査役から代表取締役または取締役会への要請に応じて追加する。
10. その他監査役を補助する費用の前払または償還の手続その他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、戦略会議、リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
(2) 監査役は、必要に応じ各部門に対し、監査に必要な資料の閲覧および質問への回答等、監査の協力を求めることができるものとし、協力を求められた部門は必ずこれに応じることとする。
(3) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と定期的に会合を開き、会計監査および業務監査等の内容説明を受けるとともに、意見交換を行うなど適切な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、ニッセイ企業憲章を策定し、良き企業市民であるとともに3つの満足(顧客・株主・従業員)を追求するための行動基準を定めております。

その中で、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には断固として対決する旨を規定しております。

また、上記の企業憲章は当社ホームページに掲載するとともに、当社の役員及び使用人はニッセイ企業憲章カードを常に携帯することとしております。さらに、当社は「愛知県企業防衛対策協議会」に加入しており、反社会的勢力に関する情報収集及び不当要求等への適切な対応についての啓発を図っております。

